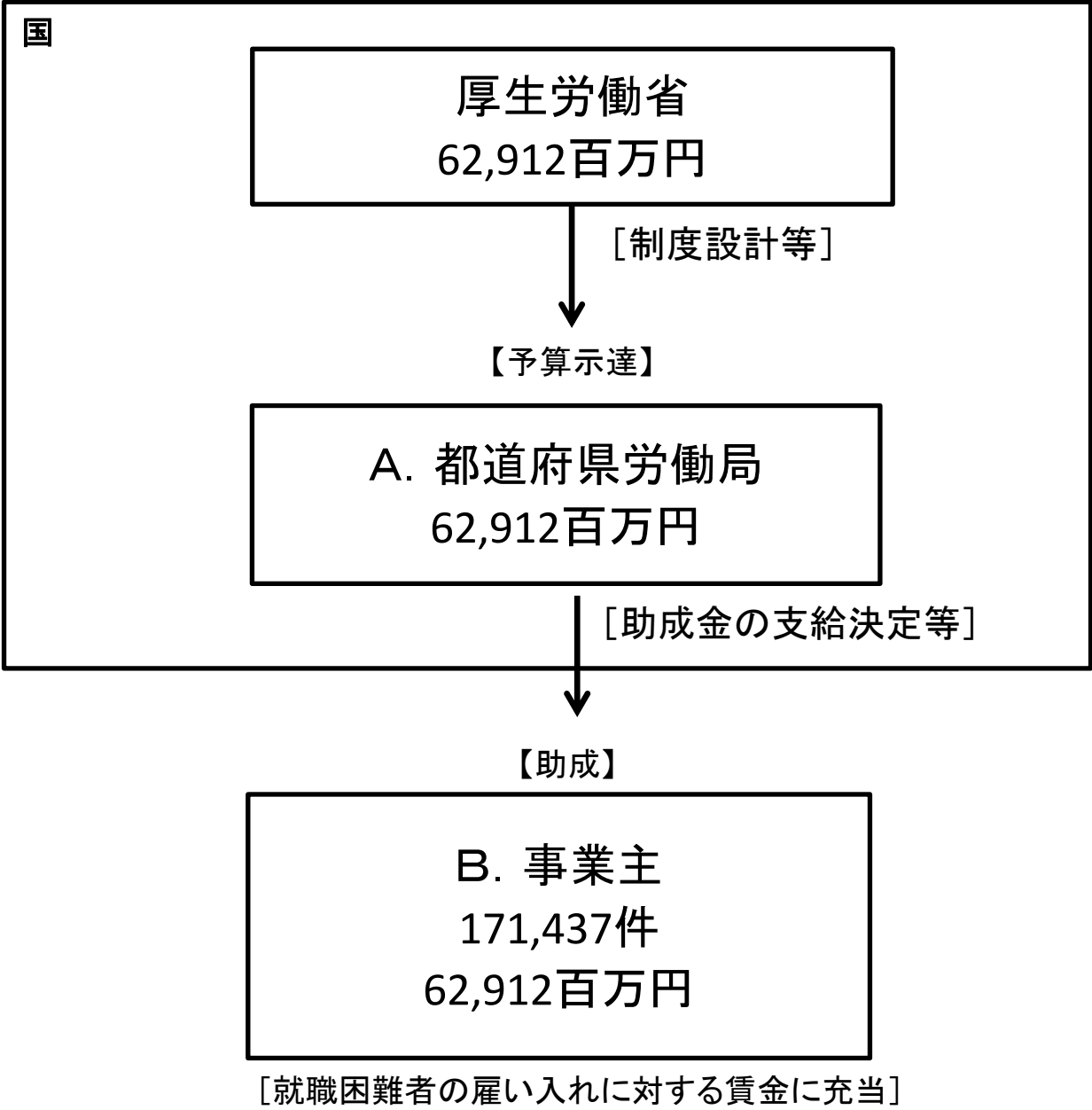


平成 2 7 年度行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名		特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）			担当部局庁		職業安定局雇用開発部		作成責任者		
事業開始年度		昭和 5 6 年度	事業終了 （予定）年度	終了予定なし	担当課室		雇用開発企画課		雇用開発企画課長 北條憲一		
会計区分		労働保険特別会計雇用勘定			政策・施策名		Ⅳ－３－１ 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		雇用保険法第62条第1項第3号及び第5号、雇用保険法施行規則第110条			関係する計画、通知等		－				
主要政策・施策		高齢社会対策、子ども・若者育成支援、男女共同参画			主要経費		社会保障				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行うことにより、その円滑な就職を促進すること等を目的とする。									
事業概要 （5行程度以内。別添可）		高年齢者や障害者などの就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。（高年齢者・母子家庭の母等：中小企業60万円・中小企業以外50万円、身体・知的障害者：中小企業120万円・中小企業以外50万円、重度障害者等：中小企業240万円・中小企業以外100万円）									
実施方法		直接実施									
予算額・執行額 （単位：百万円）				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算	39,047	46,635	62,337	78,392	74,309			
			補正予算	－	11,518	－	－				
			前年度から繰越し	－	－	－	－				
			翌年度へ繰越し	－	－	－	－				
			予備費等	－	－	－	－				
		計		39,047	58,153	62,337	78,392	74,309			
		執行額		50,906	58,066	62,912					
執行率（％）		130%	100%	101%							
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		定量的な成果目標		成果指標			単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度
		毎年度、助成金の支給対象者の事業主都合離職者割合を、助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職者割合以下とする		支給対象者の事業主都合離職者割合（％）≤支給対象者以外の事業主都合離職者割合（％）		成果実績	％	支給対象者1.5% 一般4.0%	支給対象者1.4% 一般3.3%	支給対象者1.2% 一般2.9%	
						目標値		支給対象者≤一般	支給対象者≤一般	支給対象者≤一般	支給対象者≤一般
						達成度	％	267%	236%	242%	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
		助成金の支給決定件数			活動実績	件	136,609	158,004	171,437		
					当初見込み	件	99,527	120,679	163,408	225,476	
単位当たりコスト		算出根拠				単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
		単位当たりコスト＝X／Y X:実績額(千円) Y:支給決定件数			単位当たりコスト	円／件	372,642	367,496	366,968	347,688	
					計算式	X / Y	50,906,297千円 ／136,609件	58,065,812千円 ／158,004件	62,911,880千円 ／171,437件	78,392,473千円 ／225,468件	
平成 2 7・2 8 年度予算内訳 （単位：百万円）	費 目		27年度当初予算		28年度要求		主な増減理由				
	助成金		78,392		74,309		実績を踏まえ適切な水準とする。				
	計		78,392		74,309						

事業所管部局による点検・改善						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	就職困難者の雇用機会の増大を図ることは重要な課題であり、国が積極的に支援する必要がある	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	本助成金の支給は、就職困難者の職場定着を支援するためにハローワークで行う職業紹介及び雇用保険の支給と一体的に実施する必要がある	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	就職困難者の雇用の促進・安定を図ることは重要であり、優先度の高い事業である	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	受益者である事業主の負担を考慮した必要な経費を負担するものであり、妥当と考える	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。			○	事業主の負担を考慮した必要な経費の支給となっており、水準は妥当と考える	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	事業の全額が助成金であり、全て直接事業目的のために使われている	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			-		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか			-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか			○	成果目標を上回る成果実績を上げており、本助成金により就職困難者の雇用機会の増大が図られている	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	見込みを上回る活動実績を上げており、引き続き活動実績を踏まえた適切な予算を確保していく	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			○	同一の助成金ではあるが、対象労働者が異なっており、適切である	
	所管府省・部局名		事業番号	事業名		
	職業安定局雇用開発部		533	特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金）		
	職業安定局雇用開発部		566	特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金）		
点検・改善結果	点検結果	・本事業については、支給決定件数を活動指標としているところ、平成26年度実績は17.1万件と当初見込み（16.3万件）を大幅に上回っており、事業の目的に資するものと判断できる。 ・本助成金の支給は高年齢者や障害者等の雇用の促進や職場定着につながっており、その雇用の安定を図る上で必要な助成金となっている。				
	改善の方向性	執行率が高いこと、定着率が高いこと及び支給決定件数が増加していること等から、高齢者や障害者等の就職困難者等の雇用の促進や職場定着に繋がっており、今後も、対象労働者数の動向を見極めながら、適切に事業を実施していく必要がある。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果は妥当であり、引き続き、就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るための必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	737	平成23年度	669	平成24年度	523	
平成25年度	523	平成26年度	524			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.東京労働局			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	助成金	事業主に対する助成金支給	6,383			
	計		6,383	計		0
	B.事業主A			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	助成金	賃金の一部に相当する額の定額助成	24			
	計		24	計		0

支出先上位10者リスト

A.都道府県労働局

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	事業主に対する助成金支給	6,383	－	－
2	大阪労働局	事業主に対する助成金支給	4,635	－	－
3	愛知労働局	事業主に対する助成金支給	3,734	－	－
4	福岡労働局	事業主に対する助成金支給	3,052	－	－
5	北海道労働局	事業主に対する助成金支給	2,750	－	－
6	神奈川労働局	事業主に対する助成金支給	2,417	－	－
7	兵庫労働局	事業主に対する助成金支給	2,187	－	－
8	広島労働局	事業主に対する助成金支給	2,008	－	－
9	埼玉労働局	事業主に対する助成金支給	1,814	－	－
10	静岡労働局	事業主に対する助成金支給	1,780	－	－

B.事業主

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	事業主A	賃金の一部に相当する額の定額助成	24	－	－
2	事業主B	賃金の一部に相当する額の定額助成	22	－	－
3	事業主C	賃金の一部に相当する額の定額助成	21	－	－
4	事業主D	賃金の一部に相当する額の定額助成	20	－	－
5	事業主E	賃金の一部に相当する額の定額助成	18	－	－
6	事業主F	賃金の一部に相当する額の定額助成	18	－	－
7	事業主G	賃金の一部に相当する額の定額助成	18	－	－
8	事業主H	賃金の一部に相当する額の定額助成	18	－	－
9	事業主I	賃金の一部に相当する額の定額助成	17	－	－
10	事業主J	賃金の一部に相当する額の定額助成	16	－	－

※一年度における事業所ごとの支給状況において、特定就職困難者雇用開発助成金と高年齢者雇用開発特別奨励金を分別して把握していないため、両助成金を合算した上で上位リストを記載しておりレビュー番号533と同様となる。